

『「知」の集積と活用の中』商標使用規程

29 技会第189-2号
平成30年4月20日制定
令和元年12月18日改訂

(趣旨)

第一条 我が国において農林水産・食品分野に農林水産業以外の分野(民間企業等)のアイデア・技術を導入し、生産者のニーズの実現や課題解決を図る新たな産学官連携研究の仕組みとして、平成二十八年に「知」の集積と活用の中の取組を開始し、同年四月に、『「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会』(以下、「協議会」という。)を設立したところである。この仕組みにより、我が国においてオープンイノベーションにより、新たな商品化・事業化につながる革新的な研究開発を推進することとしている。

この規程は、農林水産省が保有する商標『「知」の集積と活用の中』の取扱に関し必要な事項を定める。

(対象とする商標)

第二条 この規程において、対象とする商標(以下、「対象商標」という。)は、以下のものとする。

- 一 登録第6036281号 商標『「知」の集積と活用の中』
(登録日:平成30年4月20日)
- 二 登録第6174434号 商標『「知」の集積と活用の中』
(登録日:令和元年8月30日)

(管理)

第三条 対象商標の管理は、原則として、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会規約第二十七条に規定する事務局である農林水産省(以下、「事務局」という。)が行う。

(使用許諾)

第四条 事務局は、第二条に定める対象商標について、協議会会員からの申請により、当該協議会会員に対して商標法(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十七号)第三十一条に定める通常使用権を、原則として許諾するものとする。ただし、事務局は申請受理の際、協議会会員が次条第一項各号に定める行為を行うおそれがあると認めた場合は、通常使用権を許諾しないものとすることができる。

2 前項に定める通常使用権の例としては、名刺及び協議会構成員が実施するイベン

ト・活動の告知物・報告物（パンフレット、ホームページ等）に商標の表示を付する行為をいう。

3 事務局及び第一項に定める通常使用権者（以下、「使用権者」という。）以外の第三者による対象商標の使用については、事務局が特別に許諾した場合を除き、これを認めない。

4 前項の第三者への通常使用権の許諾については、事務局が協議の上決定する。

（対象商標の使用権者の遵守事項）

第五条 使用権者は、対象商標を使用する際に、次に該当する行為を行ってはならない。

一 対象商標を修正・貸与・譲渡・再使用許諾・切除・改編する行為

二 『「知」の集積と活用』の活動内容について、誤認を生ずるおそれのある対象商標の使用行為

三 事務局又は他の使用権者を含む第三者の権利を侵害する行為

四 事務局又は他の使用権者を含む第三者に不利益を与える行為

五 公序良俗に反する行為

六 法令に違反する行為

七 その他、事務局が不適切と判断する行為

2 使用権者は、前項に定める対象商標の使用により、事務局又は第三者に損害を与えた場合、当該損害についてすべての責めを負うものとする。

3 事務局は、使用権者が故意又は重過失により第一項各号に定める行為を行った場合、通常使用権の許諾を取り消すことができる。

（使用状況の報告）

第六条 使用権者は、事務局から対象商標の使用状況の報告を求められた場合、速やかに使用状況を報告しなければならない。

2 使用権者は、対象商標の使用について事務局から前項の報告に基づき是正措置勧告を受けた場合、それに従う。

3 使用権者が対象商標の第一項に定める使用状況について虚偽の報告を行った場合又は前項に定める是正措置勧告に従わない場合は、事務局は使用権者の通常使用権の許諾を取り消すことができる。

（附則）

この規程は、令和元年12月18日から施行する。